

## 群馬県市町村会館管理組合の執務時間を定める規則

平成元年4月11日

規則第1号

改正 平成 4年 7月22日規則第3号  
平成 5年 6月 8日規則第1号  
平成19年 3月 8日規則第1号  
平成21年 3月26日規則第3号

群馬県市町村会館管理組合の執務時間は、群馬県市町村会館管理組合の休日を定める規則（平成元年群馬県自治会館管理組合条例第2号）第1条第1項に規定する群馬県市町村会館管理組合の休日以外の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### 附 則

この規則は、平成 元年5月1日から施行する。

### 附 則（平成 4年7月22日規則第3号）

この規則は、平成 4年8月1日から施行する。

### 附 則（平成 5年6月8日規則第1号）

この規則は、平成 5年6月8日から施行する。

### 附 則（平成19年3月8日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年3月26日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。